

5 長薬発第 1313 号  
令和 6 年 3 月 1 日

地域薬剤師会長 様  
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会  
会長 藤森 和良

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

東日本大震災の被災者における一部負担金等免除証明書等の取扱いについて、令和 6 年度の予算成立を前提として予定が示されました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知くださいますよう、よろしくお願いします。

|                                 |
|---------------------------------|
| 一般社団法人 長野県薬剤師会                  |
| 事務局 長 中島                        |
| 医薬品情報室 小林 / 保険医療課 桐山            |
| 〒390-0802 松本市旭 2-10-15          |
| Tel0263-34-5511 FAX0263-34-0075 |

日 薬 業 発 第 452 号

令 和 6 年 2 月 29 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局保険課ほかより、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本件は、東日本大震災の被災者における一部負担金等免除証明書等の取扱いについて、令和6年度の予算成立を前提として、予定が示されたものです。

取り急ぎお知らせいたしますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和 6 年 2 月 22 日

日本医師会  
日本歯科医師会  
日本薬剤師会

} 御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療課  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱い等について

公的医療保険制度について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添 1 のとおり、各保険者及び各地方厚生（支）局等あてに事務連絡を発出しておりますので、御了知いただくとともに、貴管下の会員等に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

また、一部負担金の免除措置に対する財政支援等につきましても、別添 2 及び別添 3 のとおり、各保険者及び各地方厚生（支）局等あてに事務連絡を発出しておりますので、併せて御了知いただくよう、よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 6 年 2 月 22 日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療課

#### 東日本大震災の被災者の一部負担金等免除証明書の取扱いについて

東日本大震災の被災者における一部負担金の免除措置に対する財政支援の取扱いについては、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和 6 年 2 月 22 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）及び「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（令和 6 年 2 月 22 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において示しているところですが、一部負担金等免除証明書（以下「免除証明書」という。）の取扱い等については、下記のとおり予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和 6 年度政府予算案の可決・成立が前提となることを申し添えます。

#### 記

- （１）健康保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者等においては、一

部負担金の免除措置の対象となる被保険者等（以下「免除対象者」という。）に対し、免除証明書を交付すること。

- （２） 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う旧避難指示区域等（※）の被保険者等の一部負担金の免除措置については現在、一部負担金の免除基準である「東日本大震災の被災者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成 29 年 9 月 29 日付け保保発 0929 第 1 号及び第 2 号厚生労働省保険局保険課長通知。）の 1 ④から⑥まで、「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（令和 5 年 9 月 29 日付け保国発 0929 第 2 号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。）の 1 ⑥から⑧まで並びに「東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」（平成 29 年 9 月 29 日付け保高発 0929 第 1 号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。）の 1 ⑥から⑦の 2 までに基づき、上位所得層の被保険者等を対象外としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、

- ①健康保険及び船員保険については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 40 条第 1 項及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 16 条第 1 項に規定する標準報酬月額が 53 万円以上に該当する被保険者
- ②国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和 5 年（令和 6 年 7 月までの場合にあつては、令和 4 年）の国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯
- ③後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和 5 年（令和 6 年 7 月までの場合にあつては、令和 4 年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円を超える世帯

に該当するかどうかを基準とすることとしていることから、旧避難指示区域等の被保険者等に対しては、令和 6 年 7 月 31 日（健康保険及び船員保険については同年 8 月 31 日）を有効期限の目安として免除証明書を交付し、それ以降の取扱いについては、上記①から③までにより、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、免除証明書の交付にあたり留意すること。なお、この際、平成 26 年までに避難指示区域等の指定が解除された区域等の被保険者については、令和 7 年度から対象外とする予定であることを踏まえ、これらの者に交付する免除証明書の有効期限は、令和 7 年 3 月 31 日とすることが考えられること。

- (3) 令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）の被保険者等の一部負担金の免除措置について、令和6年10月1日以降は、上位所得層の被保険者等を対象外とする予定としている。

この点、上位所得層の被保険者等であることの判定は、(2)①から③までに該当するかどうかを基準とすることとしていることから、免除証明書の交付にあたっては、上記の旧避難指示区域等の被保険者等に対しては、令和6年9月30日を有効期限とする免除証明書を交付し、同年10月1日以降の取扱いについては、上位所得層となる被保険者等を判断した上で、引き続き免除対象者となるものに対して、同日以降も有効となる免除証明書を改めて交付する等、留意すること。

- (4) 保険医療機関等の窓口においては、有効期限が切れていない免除証明書を提示した免除対象者についてのみ、一部負担金の支払を免除すること。

- (5) 免除対象者が、保険医療機関等の窓口で免除証明書を提示できなかった場合には、「東日本大震災による被災者に係る医療保険の一部負担金等(窓口負担)の免除に関するQ&Aについて」(平成23年5月18日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡・同日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡)でお示しした取扱いと同様に、別紙1(Q&A)のとおり取り扱うこととする。

- (6) 免除証明書の取扱いについては、別紙2を活用し、周知を実施していただきたいこと。

なお、別紙2については、別途、保険医療機関等に対して送付し、周知の協力を依頼していること。

(※)「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部)の区域及び令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(飯舘村の一部及び富岡町の一部)の区域をいう。

事 務 連 絡  
令和 6 年 2 月 22 日

地方厚生（支）局保険主管課・医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療課  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室  
総務省自治税務局市町村税課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における  
被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する  
財政支援の延長について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）（以下「避難指示区域等」という。）における被保険者等の一部負担金及び国民健康保険料（税）・後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の免除措置の取扱い等については、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」（令和 5 年 2 月 24 日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）において、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援を延長することとしていました。

今般、一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の期間を、下記のとおり延長することを予定していますので、内容を御了知いただくとともに、貴管内保険者及び関係団体においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和 6 年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体

的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

## 記

### 1 一部負担金の免除措置に対する財政支援について

- ・ 帰還困難区域及び上位所得層（※2）を除く旧避難指示区域等（※3）の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和7年2月28日までの間に係るもの
- ・ 令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）の上位所得層の被保険者等（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者等を含む。以下同じ。）の一部負担金であって、令和6年9月30日までの間に係るもの

について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、令和6年度において、令和6年2月29日までと同様の財政支援を予定していること。

### 2 令和6年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

- ① 平成27年中に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和6年度相当分の保険料（税）額であって、令和7年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来するものの金額の半額について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、財政支援を予定していること。

- ② 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（平成27年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く。）の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和6年度相当分の保険料（税）額であって、令和7年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するものの金額、及び令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）の上位所得層の被保険者（東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）の令和6年度相当分の保険料（税）額であって、令和7年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するもののうち、令和6年4月分から9月分までに相当する月割算定額について、別途通知する減免基準に基づいて行う免除措置に対し、令和6年度において、令和6年3月31日までと同様の財政支援を予定していること。

### 3 令和5年度相当分の保険料（税）の免除措置に対する財政支援について

避難指示区域等の被保険者に係る保険料（税）について、「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和5年8月25日付け保国発0825第3号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）及び「令和5年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整

交付金の交付について」(令和5年6月29日付け保高発 0629 第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知)において示した減免基準に基づいて行う令和5年度相当分の保険料(税)の免除措置については、令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものを財政支援の対象とすることとしているが、令和5年度末に資格を取得したこと等により令和6年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を令和6年度の特別調整交付(補助)金により財政支援する予定であること。

#### 4 特定健康診査の自己負担金の免除措置等に要した費用への財政支援の延長について

- ・ 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者等の特定健康診査(高齢者保健事業における健康診査を含む。以下同じ。)の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置
- ・ 令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(飯舘村の一部及び富岡町の一部)の上位所得層の被保険者等に対して行った、令和6年9月30日までの間に係る特定健康診査の自己負担金の免除及び被災先との健診単価の差額に対する助成措置

については、令和6年度において、令和6年3月31日までと同様の財政支援を予定していること。

(※1)「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)の4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(※2)「上位所得層」とは、

- ① 健康保険及び船員保険については、健康保険法(大正11年法律第70号)第40条第1項及び船員保険法(昭和14年法律第73号)第16条第1項に規定する標準報酬月額が53万円以上に該当する被保険者
- ② 国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和5年(一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和6年7月までの間において、令和4年)の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯
- ③ 後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和5年(一部負担金の免除措置の場合にあっては、令和6年7月までの間において、令和4年)の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯

(※3)「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(楡葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)の区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部)の区域及び令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域(飯舘村の一部及び富岡町の一部)の区域をいう。

事 務 連 絡  
令 和 6 年 2 月 22 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
都道府県総務主管部（局）市区町村主管課

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
総務省自治税務局市町村税課

避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び  
旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び  
保険料（税）の減免に対する財政支援について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）（以下「避難指示区域等」という。）以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等（※2）の上位所得層（※3）の被保険者の令和5年度における一部負担金の免除並びに国民健康保険の保険料（税）及び後期高齢者医療の保険料（以下「保険料（税）」という。）の減免に対する財政支援については、「避難指示区域等以外の東日本大震災による被災地域における被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（令和5年2月24日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）でお示ししているところですが、令和6年4月1日以降の取扱いについては、下記のとおり予定していますので、貴管内保険者及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記の内容については、令和6年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

## 記

- 1 一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について  
(1) 避難指示区域等以外の被災地域の被保険者（東日本大震災発生後、他市区町

村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。)及び旧避難指示区域等(当該区域の避難指示等が令和元年 12 月 31 日以前に解除された区域に限る。)の上位所得層の被保険者(東日本大震災発生後、他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。)に対して、令和 6 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の一部負担金の免除を行った場合には、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和 38 年厚生省令第 10 号。以下「国保調整交付金算定省令」という。)第 6 条第 1 号二及び後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成 19 年厚生労働省令第 141 号。以下「後期高齢者医療調整交付金算定省令」という。)第 6 条第 3 号の規定による令和 6 年度の特別調整交付金の交付対象となること。この際、これら各号の規定に基づき、令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの免除額を基準として、交付対象を判断することとなること。

(2) 旧避難指示区域等(当該区域の避難指示等が令和 5 年 4 月 1 日以前に解除された区域((1)に該当する区域を除く。)に限る。)の上位所得層の被保険者に対して、令和 6 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の一部負担金の免除を行った場合及び令和 6 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が到来する保険料(税)について減免を行った場合には、国保調整交付金算定省令第 6 条第 1 号イ及びニ並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第 6 条第 1 号及び第 3 号の規定による令和 6 年度の特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。

(3) 旧避難指示区域等((1)及び(2)に該当する区域を除く。)の上位所得層の被保険者に対して、令和 6 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の一部負担金の免除を行った場合及び令和 6 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料(税)の減免を行った場合には、国保調整交付金算定省令第 6 条第 1 号イ及びニ並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第 6 条第 1 号及び第 3 号の規定による令和 6 年度の特別調整交付金の交付対象となること。その際、これら各号の規定に基づき、令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの減免額を基準として、交付対象を判断することとなること。

(4) (1)による財政支援の対象となる保険者等が、引き続き、令和 7 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間の一部負担金の免除を行った場合及び(2)又は(3)による財政支援の対象となる保険者等が、引き続き、令和 7 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間の一部負担金の免除を行った場合並びに令和 7 年

1月1日から同年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料(税)の減免を行った場合には、その減免に要した費用の10分の8を、国保調整交付金算定省令第6条第1号ヲ及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第9号の規定による令和7年度の調整交付金の交付対象とする予定であること。

(5) (1) 及び (2) による財政支援の対象とならない場合であっても、避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等 ((3) に該当する区域を除く。) の上位所得層の被保険者に対して、令和5年12月31日以前から引き続き、一部負担金の免除を行った場合及び保険料(税)の減免を行った場合であって、国保調整交付金算定省令第6条第1号イ及びニ並びに後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第1号及び第3号の規定に基づき、令和5年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として交付対象を判断した結果、令和5年度についてはこれら各号に該当することとなる保険者等が、引き続き、令和6年1月1日から同年3月31日までの間の一部負担金の免除を行った場合及び令和6年1月1日から同年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料(税)の減免を行った場合には、その減免に要した費用の10分の8が国保調整交付金算定省令第6条第1号ヲ及び後期高齢者医療調整交付金算定省令第6条第9号の規定による令和6年度の調整交付金の交付対象となること。

(6) (1) から (5) までの保険料(税)の減免措置に対する財政支援は、同一の事由によって市町村民税の減免を行っていることが交付要件となること。

## 2 一部負担金の免除及び保険料(税)の減免の基準について

(1) 1の財政支援の対象となる一部負担金の免除措置の免除基準については、以下のとおりとすること。

① 1(1)、1(2)、1(4)(1(3)に係るものを除く。)及び1(5)の財政支援

「東日本大震災により被災した国民健康保険の被保険者に対する一部負担金の支払いの免除の要件に関する取扱いについて」(令和5年9月29日付け保国発0929第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保一部負担金免除基準通知」という。)及び「東日本大震災により被災した後期高齢者医療制度の被保険者に対する一部負担金の支払の免除の要件に関する取扱いについて」(平成29年9月29日付け保高発0929第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療一部負担金免除基準通知」という。)において示した免除基準(ただし、国保一部負担金免除基準通知1⑥か

ら⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。)とする予定であること。

② 1 (3) の財政支援

令和6年10月1日以降の一部負担金の免除については、国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知において示した免除基準(ただし、国保一部負担金免除基準通知1⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。)とする予定であること。

③ 1 (4) の財政支援のうち1 (3) に係るもの

国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知において示した免除基準(ただし、国保一部負担金免除基準通知1⑥から⑧及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知⑥から⑧を除く。)とする予定であること。

※ なお、国保一部負担金免除基準通知及び後期高齢者医療一部負担金免除基準通知の内容については、令和5年4月2日以降令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の上位所得の被保険者を対象外とする旨の改正を行う予定であり、関係通知については、追って通知する予定である。

(2) 1 の財政支援の対象となる保険料(税)の減免措置の減免基準については以下のとおりとすることとしており、関係通知については、追って通知する予定であること。

① 1 (2) の財政支援及び1 (4) の財政支援のうち1 (2) に係るもの

令和6年度相当分の保険料(税)額であって、令和7年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するものについて、「東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について」(令和5年8月25日付け保国発0825第3号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「国保保険料(税)減免基準通知」という。)の2(1)①から⑤の各ii並びに「令和5年度後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」(令和5年6月29日付け保高発0629第1号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「後期高齢者医療保険料減免基準通知」という。)の2(2)①から⑤と同様の基準とする予定であること。

② 1 (5) の財政支援のうち1 (1) に係るもの

国保保険料(税)減免基準通知の2(1)①から⑤の各i並びに後期高齢者医療保険料減免基準通知の2(2)①から⑤及び⑦と同様の減免基準とする予定であること。

③ 1 (5) の財政支援のうち1 (2) に係るもの

国保保険料(税)減免基準通知の2(1)①から⑤の各ii並びに後期高齢者

医療保険料減免基準通知の 2（2）①から⑤及び⑦と同様の減免基準とする  
予定であること。

④ 1（3）の財政支援

令和 6 年度相当分の保険料（税）額であって、令和 7 年 3 月 31 日までに普  
通徴収の納期が到来するもののうち、令和 6 年 10 月分から 12 月分までに相  
当する月割算定額については、国保保険料（税）減免基準通知の 2（1）①か  
ら⑤の各 ii 並びに後期高齢者医療保険料減免基準通知の 2（2）①から⑤及  
び⑦と同様の基準とする予定であること。

⑤ 1（4）の財政支援のうち 1（3）に係るもの

国保保険料（税）減免基準通知の 2（1）①から⑤の各 ii 並びに後期高齢者  
医療保険料減免基準通知の 2（2）①から⑤及び⑦と同様の基準とする予定  
であること。

3 避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層  
の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の令和 6 年 4 月 1 日以降の取扱いに  
ついては、あらかじめ、市町村と後期高齢者医療広域連合との間で連携し、その対  
象者や要件について、十分に調整を行うこと。

（※ 1）「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点  
（ホットスポット）の 4 つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※ 2）「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨  
地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一  
部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楢  
葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、  
川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和  
元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域  
等、令和 4 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一  
部及び浪江町の一部）の区域及び令和 5 年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部  
及び富岡町の一部）の区域をいう。

（※ 3）「上位所得層」とは、

- ①国民健康保険については、世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和 5 年（一部負担金の免  
除措置の場合にあつては、令和 6 年 7 月までの間において、令和 4 年）の国民健康保険法施行令（昭和  
33 年政令第 362 号）第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が、600 万円を超える世帯
- ②後期高齢者医療制度については、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和 5 年（一部負  
担金の免除措置の場合にあつては、令和 6 年 7 月までの間において、令和 4 年）の高齢者の医療の確保  
に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金  
額等を合算した額が、600 万円を超える世帯